

⑦「懇談会」について

協議会とか、討論的な表現ではなく、障がいを負う者も、そうでない者（実はほとんどの人々が何らかの障がいを持っているのですが、自分が障がいを負っていると感じていない場合が多々あるのです。）も、自由に語り、聴く、という場所作りが大切と思ったからです。自分自身の口で語り、自分自身の耳で聴く、しての根拠を持つだけで、規則は持ちません。

しかし現在の埼玉地区委員会は《アーモンドの会》を特設委員会ではなく、地区内の《自主活動団体》と位置付けているようですので、アーモンドの会自身の自己理解との間には、いささか齟齬があるように思います。それは埼玉地区自身が、アーモンドの会のような宣教的働きを地区の直接的な課題と位置付けるのに困難を感じていることの現れで、地区の主體的で積極的な位置付けができていないからだろうと思います。それはそれで構わないですが、地区活動の宣教的スタンスは、このような感性では、全体として希薄にならざるをえないだろうと危惧します。

アーモンドの会委員会の中にも、自主活動団体として法的な位置付けの意味合いからも、内規のような規則を定めた方がいい、という意見もあります。自己規制のためと、継続性を眼目とした傾聴すべき意見です。しかし、私個人は、規則は会の自由な《運動性》を妨げるかもしれないという懸念があり、これは委員会での研究検討課題になっています。